

平成30年 第1回臨時会

# 浪江町議会会議録

平成30年1月22日 開会

平成30年1月22日 閉会

浪江町議会

# 平成30年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

## 第 1 号（1月22日）

議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため出席した者の職氏名	6
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第1号から議案第13号の一括上程、説明	8
議案第1号の質疑、討論、採決	25
議案第2号の質疑、討論、採決	26
議案第3号の質疑、討論、採決	26
議案第4号の質疑、討論、採決	27
議案第5号の質疑、討論、採決	27
議案第6号の質疑、討論、採決	28
議案第7号の質疑、討論、採決	30
議案第8号の質疑、討論、採決	30
議案第9号の質疑、討論、採決	33
議案第10号の質疑、討論、採決	34
議案第11号の質疑、討論、採決	34
議案第12号の質疑、討論、採決	35
議案第13号の質疑、討論、採決	35
閉会の宣告	36

平成 30 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 1 月 12 日

浪江町長 馬 場 有

1 日 時 平成 30 年 1 月 22 日 (月) 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

3 付議事件

- (1) 工事請負契約の締結について  
(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事 (建築))
- (2) 工事請負契約の締結について  
(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事 (機械設備))
- (3) 工事請負契約の締結について  
(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事 (電気設備))
- (4) 工事請負契約の締結について  
(南棚塩地区災害復旧その 1 工事)
- (5) 工事請負契約の締結について  
(南棚塩地区災害復旧その 2 工事)
- (6) 工事請負契約の変更について  
(既存工場敷地 (藤橋地区) 既存建屋解体工事)
- (7) 工事請負契約の変更について  
(いこいの村なみえ改修工事 (第 2 期))
- (8) 工事請負契約の変更について  
(いこいの村なみえ機械設備改修工事)
- (9) 工事請負契約の変更について  
(いこいの村なみえ電気整備改修工事)
- (10) 売買契約の変更について  
(災害公営住宅幾世橋地区第 2 期)
- (11) 土地の取得について
- (12) 平成 29 年度浪江町一般会計補正予算 (第 7 号)

(13) 平成 29 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成30年第1回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成30年1月22日(月曜日) 午前9時開議

- |        |            |  |
|--------|------------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第 2  | 会期の決定      |  |
| 日程第 3  | 議案第 1号     | 工事請負契約の締結について(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事(建築))   |
| 日程第 4  | 議案第 2号     | 工事請負契約の締結について(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事(機械設備)) |
| 日程第 5  | 議案第 3号     | 工事請負契約の締結について(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事(電気設備)) |
| 日程第 6  | 議案第 4号     | 工事請負契約の締結について(南棚塩地区災害復旧その1工事)          |
| 日程第 7  | 議案第 5号     | 工事請負契約の締結について(南棚塩地区災害復旧その2工事)          |
| 日程第 8  | 議案第 6号     | 工事請負契約の変更について(既存工場敷地(藤橋地区)既存建屋解体工事)    |
| 日程第 9  | 議案第 7号     | 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ改修工事(第2期))       |
| 日程第 10 | 議案第 8号     | 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ機械設備改修工事)        |
| 日程第 11 | 議案第 9号     | 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ電気整備改修工事)        |
| 日程第 12 | 議案第 10号    | 売買契約の変更について(災害公営住宅幾世橋地区第2期)            |
| 日程第 13 | 議案第 11号    | 土地の取得について                              |
| 日程第 14 | 議案第 12号    | 平成29年度浪江町一般会計補正予算(第7号)                 |
| 日程第 15 | 議案第 13号    | 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)          |

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	産業振興課長	岩野善一君
住宅水道課長	戸浪義勝君	まちづくり整備課長	三瓶徳久君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	主幹兼次長	吉田厚志
書記	柴野早苗		



- 
- 議長（紺野榮重君） 東日本大震災から6年10カ月が経過しました。  
平成30年第1回浪江町議会臨時会に先立ち、地震津波により犠牲  
となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活により亡くなられ  
た方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。  
ご起立ください。

[黙とう]

- 議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。  
報道関係から撮影の申し込みがあります。これを許可したいと思  
いますので、ご了承ください。
- 

#### ◎開会の宣告

- 議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。  
定足数に達しておりますので、平成30年第1回浪江町議会臨時会  
を開会します。

(午前 9時00分)

---

#### ◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### ◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

#### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、8番、渡邊泰  
彦君、9番、佐々木恵寿君、10番、松田孝司君を指名します。
- 

#### ◎会期の決定

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありま  
せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日に決定しました。
- 

- 議長（紺野榮重君） ここで町長から発言を求められておりますので、

これを許可します。

町長。

○町長（馬場 有君） ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、新年も間もない、しかもご多用にもかかわらず臨時会を開催いたしましたところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。また、日頃より町民のために行政全般を含めてご指導、ご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、私事でございますが、12月定例会最中に突然体調不良に陥りまして入院を余儀なくされました。大変ご無礼を申し上げ、皆様方にはご心配をおかけしたことに對して深くお詫びを申し上げる次第であります。

現在の病状でありますけれども、腸閉塞を煩いまして、腹膜播種の状態で現在ございまして、この状態を根治すべく現在、入院加療中であります。幸い、病状が安定したと言うことで主治医から外出、外泊の許可が出ましたので、本日、臨時会に出席をいただくことになりました。皆様方には1日も早く回復をして、職責を全うしていきたいと考えておりますので、これまで以上にご協力をよろしくお願いを申し上げます。幸い、この復旧・復興に向けては、議員の皆様によりましてめざましい復興を成し遂げておると思います。これからが正念場になってくると思いますので、執行部と一体になって町民のために皆さんとともに、この復興を成し遂げてまいりたいと思います。

本日の臨時会、13の議案を上程させていただいております。極めて復旧・復興に向けて重要な案件でございますので、どうぞ皆様方におかれましては慎重なる審議をいただきまして、承認、ご可決いただくようお願いを申し上げて冒頭からのごあいさつに代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

---

### ◎議案第1号から議案第13号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）から日程第15、議案第13号平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第15、議案第13号までを一括議題とします。

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第1号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による、一般競争入札により、落札者となった横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体代表 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明いたします。

1 番の契約の目的でございますが、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）。

2、施行箇所でございますが、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札。

4、契約金額でございますが、8億5320万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6320万円であります。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体代表 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期でございますが、議会の議決を得た日から平成31年3月22日まででございます。

裏面の議案第1号資料1をお開きください。これは、請戸漁港水産業共同利用施設整備事業実施設計業務の荷捌き管理事務所棟でございます。1階の平面図でございます。

建築概要でございますが、1、荷捌き管理事務所棟として鉄筋コンクリート3階建て、建築面積が1971.48平米、延べ床面積2516.66平米でございます。

2、貯氷冷凍庫棟が鉄筋コンクリート1階建て、建築面積が409.73

平米、延べ床面積が311.81平米。

3、取水ポンプ棟が鉄筋コンクリート1階建て、建築面積が24.75平米、延べ床面積が24.75平米です。この平面図の1階をご説明しますが、図面の下側の東側になります。まず最初に入庫選別エリアという真ん中に書いてあるんですが、そこがありまして、その上のところに荷捌き競りエリアがございます。こちらの南には検査準備室と検査室がございます、その西側に倉庫がありまして、その後、西側というのが出荷エリアになります。北側にいきますと活魚水槽エリア、これは1t水槽100個が設置されます。北側のところには職員控え室、外部倉庫、それから漁業者仲買人控え室という形で配置されるところでございます。

次のページの資料2をお開きください。ここは2階平面図でございます。主には南側に管理事務室が設置されます。その西側というか、ここには小会議室がございます。

次に、資料3をお開き願います。同じく南側に会議室が設置されます。その西側には調理室ということ、これが3階の平面図でございます。

それから資料4については、これは屋上でございます。

それから資料5についてですが、これは取水ポンプ室になります。この場所につきましては、新港南側の岸壁に設置する予定でございます。海水を取水するわけなんです、新新港から海水を取水するようになります。取水ポンプについては以上でございます。

それから資料6につきましては、これは貯氷冷凍庫の平面図でございます。このような形で貯氷庫、冷凍庫、機械室という形で設置されるところでございます。

最後の資料7が完成予想図の施設のイメージのパーツ図でございます。

説明は以上でございます。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第2号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった双葉設備工業株式会社浪江営業所所長 石田剛

健と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明申し上げます。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備）でございます。

2、施行箇所は浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法は指名競争入札でございます。

4、契約金額は3億484万9440円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2258万1440円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字南上ノ原71番地の27、双葉整備工業株式会社浪江営業所所長 石田剛健。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年3月22日まででございます。

次の裏面の資料1をお開きください。下に書いてあります機械設備の概要でございますが、1として荷捌き管理事務所棟につきましては、①空気調和設備、②換気設備、③衛生器具設備、④給水設備、⑤排水通気設備、⑥給湯設備、⑦消火設備、⑧厨房設備、⑨海水設備、⑩圧縮空気設備。

次に2、貯氷冷凍庫棟につきましては、①空気調和設備、②換気設備、③衛生器具設備、④給水設備、⑤排水通気設備、⑥消火設備、⑦破氷機器設備。

次に3、取水ポンプ場につきましては、①換気設備、②衛生器具設備、③排水通気設備、④消火設備。

4として全体共用という形で①が給水設備、②排水通気設備、③ガス設備、④浄化槽設備、⑤海水設備、⑥屋外海水設備。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札によ

り、落札者となった株式会社横電 代表取締役 横山政治と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明いたします。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備）。

2、施行箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億3986万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1036万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地

2、株式会社横電 代表取締役 横山政治。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年3月22日までであります。

次に、議案第3号資料1をお開きください。これは電気設備工事の概要でございます。ご説明いたします。1、荷捌き管理事務所棟につきましては、①電灯幹線設備、②電灯分岐施設、③照明器具設備、④非常照明誘導灯設備、⑤コンセント分岐設備、⑥動力幹線設備、⑦動力分岐設備、⑧情報設備、⑨電話配線設備、⑩映像音響設備、⑪放送設備、⑫テレビ・FM共同受信設備、⑬機械設定警備用風配管設備、⑭自火報設備。

次に2、貯氷冷凍庫棟でございます。①電灯幹線設備、②電灯分岐設備、③照明器具設備、④コンセント分岐設備、⑤動力幹線設備、⑥動力分岐設備、⑦受変電設備、⑧自火報設備。

次に3、取水ポンプ棟でございます。①電灯幹線設備、②電灯分岐設備、③照明器具設備、④コンセント分岐設備、⑤動力分岐設備。

次に4の全体共用でございます。①構内配電線路電力引込み設備。②構内配電線路海水設備用空配管設備、③校内配電線路外灯（将来用空配管）設備、④構内通信線路通信引込設備。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の締結について（南棚塩地区災害復旧その1工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第4号 工事請負契約の締結についてご説

明いたします。

本案は、南棚塩地区災害復旧その1工事について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは説明申し上げます。

- 1、契約の目的、南棚塩地区災害復旧その1工事。
- 2、施行箇所、浪江町大字棚塩地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、2億2356万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1656万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。
- 6、工期、議会の議決を得た日から平成31年3月22日。

次に、議案第4号資料によりご説明申し上げます。これは南棚塩地区災害復旧事業の概要図でございます。それでこの図面の南棚塩地区災害復旧工事その1工事というのが矢印で付図されております。ここの斜線で囲まれたところが今回の案件でございます。ここの真ん中に県道長塚請戸浪江線というのが通っております。ここでその1工事が赤の斜線で今回上程したところ。

それから、その2というのが青で斜線を引いたところから次に予定のところであります。この概要でございますが、この左上のところにあります。南棚塩地区災害復旧事業工事概要という形で、主な工事内容につきましては、瓦れき除去工でございます。面積が35.7ha。

次に、堆積土砂除去工という形で21.2ha。それから表土の復旧工という形で35.7ha。

次に、畦畔復旧工、これが1万1247m。それから給水栓復旧工が108箇所。

次に、暗渠排水水閘復旧工これが71箇所という形であります。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の締結について（南棚塩地区災害復旧その2工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第5号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、南棚塩地区災害復旧その2工事について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明申し上げます。

1、契約の目的、南棚塩地区災害復旧その2工事。

2、施行箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億132万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2232万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年3月22日までであります。

次に、議案第5号資料により説明を申し上げます。この図面の県道長塚請戸浪江線から南側の青の斜線で囲ったところが南棚塩地区災害復旧その2工事になります。それでは左上のところの工事概要についてご説明申し上げます。主な工事内容でございます。瓦れき除去工が29.3ha、堆積土砂除去工が28.3ha、表土復旧工が29.3ha、畦畔復旧工が6442m。

次に、給水栓復旧工が93箇所、暗渠排水水閘の復旧工が59箇所であります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の変更について（既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第6号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事について、請負金額の変更に伴う変更契約を行うものであります。



現在の請負金額は6億1560万円ですが、709万4520円を増額し、6億2269万4520円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明申し上げます。

1、契約の目的、既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事。

2、施行箇所、浪江町大字藤橋字亀下地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前が6億1560万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4560万円、変更後6億2269万4520円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4612万5520円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社 代表取締役 戸川聡。

6、工期、平成29年5月12日から平成30年1月31日までであります。

次に、議案第6号資料によりまして、工事請負契約変更理由書をご説明申し上げます。工事名が既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事であります。変更の内容及び理由でございますが、産業廃棄物処分量の変更ということでございます。本工事において発生した産業廃棄物の処分にあたって、処分実績数量に増減があったため、数量の変更を行うものであります。主な増減内容でございます。まずコンクリートガラが当初1万4463tであったのが、変更数量ということで1万2206tで増減が2257tの減でございます。

次に、アスファルトガラが当初39tであったのが、変更で256.3t。増減が217.3tでございます。

次に、ガラス、陶磁器、屑、その他瓦れき類ということで、当初数量が156.8t、変更数量が129.8t。27tの減でございます。

次に、廃プラスチック類という形で当初が42.6t、変更が49.45t。増減が6.85tでございます。

次に、木くず、4万2030kgが変更後4万1120kg。910kgの減でございます。

次に、廃石膏ボード、当初が25.2立米が変更で127.1立米。101.9立米の増でございます。

次に、混合廃棄物ガラが当初が153.2立米。それから変更が7立米という形で増減が146.2立米の減でございます。

次に、廃油でございます。これは当初はゼロで変更が33800でございます。増減は33800の増でございます。

次に、廃アルカリ、当初がゼロで変更数量が32.8t。増減が32.8

tでございます。米印で廃油、廃アルカリ等の処分数量については、地下埋設タンク内に残存していたものであり、地下埋設物であることから、当初設計時においては、その有無を確認することができなかつたため、今回変更するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第7号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ改修工事（第2期））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第7号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、いこいの村なみえ改修工事（第2期）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億1708万円ですが、2105万8920円を減額し1億9602万1080円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明申し上げます。

1、契約の目的でございますが、いこいの村なみえ改修工事（第2期）。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前2億1708万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1608万円、変更後1億9602万1080円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1452万80円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、平成29年8月3日から平成30年3月23日まででございます。

次に、議案第7号資料によりましてご説明します。資料の2枚目のところに変更事項というのが書いてあります。それぞれナンバー1からナンバー10まで付番されてまして、色分けにされています。

まず①が各棟という形で緑の部分でございますが、当初、鋼製建具撤去後新設ということでありましたが、変更後、鋼製建具開閉調整後抗菌塗装に変更になります。

次に、②という形でシルバーの着色しているところです。渡り廊下、これが1階、2階という形で当初耐火被覆アスベスト撤去後ロックウール耐火被覆というところでありましたが、変更後、不検出

のため施工なしという形です。

次に、③というところ本館の部分でございます。当初耐火被覆アスベスト撤去後ロックウール耐火被覆とするというところでありましたが、変更後、不検出のため施工なしという形でございます。

次に、④番が本館棟、浴室棟、障がい者棟、カラオケ棟の部分でございます。本館については便所、浴室棟においては踏み込み、障がい者棟については浴室、カラオケ棟については踏み込みという形で当初タイル、床、壁、撤去後新設としたところではありますが、変更後、タイル既存のクリーニング仕上げとしたところがございます。障がい者棟の浴室、それから踏み込みについても当初タイル、床、壁、撤去後新設というところを、変更後、タイル既存クリーニング仕上げと変更したところがございます。

それから、⑤障がい者棟という洋室でございます。当初浴室撤去後新設としておりましたが、変更後、浴室クリーニング仕上げにしたところがございます。

それから、⑥これは本館と浴室棟と障がい者棟でございます。室名は電気室、熱源機械室、倉庫（1）地下5階、それから空調機械室という形で、当初化粧ガラスウール壁、それを撤去後新設としていたところを化粧ガラスウールの破損部撤去後新設というところに変更したところがございます。

次に、7番付番した本館のところ、和室14畳のところ、これが当初下地調整後、長尺発泡塩ビシートというところにしていたのが変更後、モルタル打設後長尺発泡塩ビシートに変更したという形でございます。

それから、⑧本館既存外壁西面という形で当初はなかったところですが、変更後、フラックの爆裂保守をしたという形でございます。

それから、⑨浴室棟、これは女子浴室、当初はなかったんですが、変更後、ガラス破損部交換をしたところがございます。

それから、⑩本館煙突上部（陣笠）とあります。当初はなかったんですが、1 m35cm掛ける1 m35cmのステンレス製の部分を設置したというところがございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第8号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ機械設備改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第8号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、いこいの村なみえ機械設備改修工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8640万円ですが、4684万6080円を増額し1億3324万6080円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明申し上げます。

1、契約の目的、いこいの村なみえ機械設備改修工事。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前が8640万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額640万円、変更後1億3324万6080円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額987万80円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業 代表取締役 小黒ヨウコ。

6、工期、平成29年8月3日から平成30年3月23日であります。

次に、議案第8号資料によりご説明申し上げます。本改修工事は既存機械設備の現状復旧として衛生器具、空調機器、自動制御の再復旧、合併浄化槽の再設置を目的としていたが、別発注の電気設備改修工事により、施設への受電が可能となり、その後の通電による機器類作動確認、分解による機器、配管類の確認の結果、下記の不具合点が確認されました。

1、蒸気ボイラー、機器内部、配管に腐食、つまりが見られる。

2、冷温水発生器、機械内部に腐食、つまりが見られる。また電装部品が製造中止となっており、部品の交換不能。

3、自動制御盤、自動制御内のデータが消失して復旧できない。

また、制御機器の部品が製造中止となっており、部品の交換が不能であります。

それから4、ろ過装置、ろ過装置周りの機器（ポンプ類）が上記管理不能により作動できない。また保健所からろ過装置の交換の指示がありました。

5、高架タンク、タンク内に亀裂が見られ交換が必要であります。上記の内容を踏まえ、改修内容を下記の通り変更します。

①上記1及び2の熱源機器（冷温水発生器、蒸気ボイラー）については機器の廃止をし、風調はEHP（電気）。給湯は温水ヒーターを設置する。

②上記3の自動制御盤については自動制御盤を廃止し、風調、ボイラーについては事務室内でリモコン管理、ろ過装置は異常監視を

する。

③上記4のろ過装置については、既存ろ過装置を廃止し、新たに設置する。

④上記5の高架タンクについては既存高架タンクを廃止し、新たに設置する。

⑤風調機器の変更に伴う換気設備については、既設ダクトを再利用し、機器類は交換とする。カラオケ棟、ロスナイ装置については、一般換気に変更する。

⑥合併浄化槽の人槽について既存の第二浄化槽の利用が可能となったため、今回設置する人槽を減数するということでもあります。

次に、各棟詳細であります。本館棟については熱源控え室、当初はポンプの交換、変更がポンプ交換、給湯ファン交換、ボイラー交換、貯留内清掃。それから便所、当初は衛生機器交換、変更が衛生陶器交換一部再利用、換気扇新設。事務室が当初が自動制御盤移設、変更が空調機換気扇の新設、ボイラー、空調用リモコン設置。それから1階、2階廊下等が当初が制気口撤去、再設置、変更が空調機設置、既設配管修繕、換気扇設置、制気口設置、既設配管修繕であります。消火ポンプ室、当初はございません。変更がポンプメンテナンス、漏水修繕。2階機械室、当初はございません。変更がエアファン撤去、給湯ファン設置。屋上が当初はございません。変更が高架タンク交換、膨張タンク修繕。

次に、障がい者棟につきましては、空調機械室は当初はございません。変更がエアファン撤去、吸気ファン設置。それから1階、2階廊下等が当初ファンコイル撤去、交換、変更がファンコイル撤去、空調機（EHP）交換。それから1階、2階客室、当初ファンコイル交換、ダクト交換、大便器交換、水洗交換、換気扇交換、変更が換気ダクト再利用、換気扇交換、空調機（EHP）設置、便器類再利用。1階パントリーが当初ございません。変更が空調用動力盤設置。

次に、右でございますが、カラオケ棟については、当初ダクト交換、ロスナイ交換、空調ダクト交換、空調機交換、制気口交換、変更が既設ダクト再利用、換気扇交換、空調ダクト撤去、空調機設置、制気口交換。

次に、浴室と便所が当初が天井換気扇交換、ダクト交換、大便器交換、変更が天井換気扇交換、既設ダクト再利用、既設衛生陶器再利用。脱衣所、当初が換気扇交換、空調機交換、水洗交換、変更が換気扇交換、空調機交換、既設水洗再利用。浴室が当初シャワー水洗鏡交換、変更がシャワー水洗交換、鏡再利用、配管修繕、浴槽内

フロアマット類穴埋め。

次に、ろ過機械室、当初がろ過器用材交換、変更がろ過装置新設、循環ポンプ設置、浴槽温度計設置、換気扇交換、揚水ポンプ、薬注ポンプ、それから排水ポンプ交換、ミキシングDV交換。外部浄化槽が当初浄化槽が145人槽、変更が浄化槽97人槽。受水槽内清掃、変更が受水槽内清掃、外面塗装でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第11、議案第9号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ電気整備改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第9号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、いこいの村なみえ電気設備改修工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は7452万円ですが、258万4440円を増額し7710万4440円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、産業振興課長。

**○産業振興課長（岩野善一君）** それではご説明申し上げます。

1、契約の目的、いこいの村なみえ電気設備改修工事。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前が7452万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額552万円、変更後7710万4440円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額571万1440円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下河原41番地、有限会社浪江電設 代表取締役 阿部雅彦。

6、工期、平成29年8月3日から平成30年3月23日までであります。

次に、議案第9号資料によりご説明申し上げます。赤で着色しているところが変更でございます。まず高圧ケーブルについては、当初は既設を利用する計画でございましたが、撤去後新設するという形に変更するものでございます。また赤で記載の高圧引き込み中屋外キューピクル型受変電施設ナンバー1、屋外キューピクル型受変電施設ナンバー2が新設になります。理由ですが、電気保安協会より高圧受電設備について方針推薦時期を経過していること、第一キューピクル内の端末処理部分に劣化、ひび割れが見られること、また高圧ケーブル屋外管路の場合は水の影響があると。特に高圧施設に

については、長期管理不能施設であったことを考えると、本電気設備改修工事において、高圧ケーブルの取替え工事を行うことを指導されたため、変更するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第10号 売買契約の変更について（災害公営住宅幾世橋地区第2期）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第10号 売買契約の変更についてご説明いたします。

本案は、災害公営住宅幾世橋地区第2期について変更契約を行うものであります。

現在の契約金額は14億1305万6880円ですが1437万8040円を減額し、13億9867万8840円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 契約変更内容についてご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町買取型災害公営住宅整備事業（幾世橋地区第2期）。

2、設置場所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

3、契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル方式）。

4、契約金額、変更前14億1305万6880円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億467万880円、変更後13億9867万8840円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億360万5840円。

5、契約の相手方、代表構成員宮城県仙台市青葉区本町2丁目16番10号、積水ハウス株式会社仙台シャーマゾン支店支店長 川村英史。グループ構成員、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上続町18番地2、双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田慎一。

6、引き渡し期限、平成29年9月14日から平成30年3月26日まで。

1 ページをおめくりください。資料の1 理由書であります。

契約の目的、浪江町買取型災害公営住宅整備事業（幾世橋地区第2期）。

理由、①住宅建設に必要な杭工事（基盤改良）の実施において、当初想定していた支持層が浅かったため、杭の長さが短くなったため、杭の本数1649本。本数は変わりません。当初が1万9192m、変更後が8581.5m。

②宅地安全確保のためフェンスの延長を長くしたため。フェンス

延長、当初が424.3m、変更後が741.1m。

資料2をご覧ください。これはフェンスの位置を示したものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第11号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第11号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細についてはまちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） それでは内容についてご説明いたします。

1、取得の目的、防災集団移転促進（移転元買取）事業用地。

2、取得する土地、別紙をご覧ください。

福島県双葉郡浪江町大字両竹字森合1番地、他14筆、合計面積が9451.05平米であります。

3、取得予定価格、2178万7860円。

4、取得の方法、随意契約。

5、取得の相手方、福島県双葉郡浪江町大字両竹字的場132番地 館下美恵子氏であります。

なお別紙資料といたしまして、土地取得予定箇所を表示しました位置図と裏面に現在までの買取状況の一覧を付けてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第12号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第12号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業において、災害復旧事業が新たに補助採択となったことから、公共下水道事業への操出金を増額するもので



あります。

また、幾世橋住宅団地集会所の整備及び棚塩揚水機場ほか災害復旧事業において年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越明許費を設定するものであります。

詳細については企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは予算書事項別明細書によりご説明いたします。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 2 公共下水道事業費、補正額が 1364万2000円でございます。

補正理由といたしましては、公共下水道災害復旧事業の増に伴います下水道会計繰出金への増でございます。財源といたしまして、予備費を充当しております。

次に、3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費の追加でございます。

まず款 8 土木費、項 5 住宅費、事業名、幾世橋住宅団地集会所整備事業。金額が4341万8000円でございます。

繰越理由といたしましては、幾世橋住宅団地に整備を計画しております集会所整備につきまして、設計等計画策定に時間を要し、年度内完了が困難となったため翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、款11災害復旧費、項 2 農林水産業施設災害復旧費、事業名、棚塩揚水機場ほか災害復旧事業、金額1831万円。繰越理由といたしましては、工事施工中に追加工事の必要が生じ、年度内完了が困難となったため翌年度へ繰り越すものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第13号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第13号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億2178万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4565万8000円とする補正、並びに地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは議案第13号についてご説明をいたします。

今回の補正は12月に国の災害査定を受けまして、新たに採択になりました川添・樋渡地区の下水道災害復旧工事に関する補正であります。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をいたします。

7ページをお開きください。始めに歳入予算についてですが、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金1364万2000円の増。また款7国庫支出金、項1国庫負担金、目1災害復旧事業費国庫負担金、節1公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金1億814万7000円の増となります。

次に8ページをお開きください。歳出予算についてですが、款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目4下水道災害復旧費、節13委託料1億359万2000円の増、また、節22補償補填及び賠償金1819万7000円の増は下水道災害復旧工事に係る水道管の移設補償のための増となります。

続きまして4ページをお開きください。繰越明許費です。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名が公共下水道災害復旧事業であります。金額が1億2178万9000円で平成30年度への繰越額が1億2178万9000円であります。財源内訳は国庫支出金が1億814万7000円、一般会計繰入金が1364万2000円であります。

なお国庫支出金につきましては、事業完了後、額確定により請求となりますので未収入特定財源となります。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（紺野榮重君） 暫時、休議します。

（午前 9時59分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時59分）

---

○議長（紺野榮重君） ここで総務常任委員会及び産業建設常任委員会開催のため午後1時まで休議します。

総務常任委員会委員は第1委員会室、産業建設常任委員会委員は第2委員会室にご参集願います。関係課長についても出席をお願いします。

（午前10時00分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午後 1時00分)

---

○議長（紺野榮重君） 議会運営委員会のため暫時休議します。  
(午後 1時00分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午後 1時06分)

---

○議長（紺野榮重君） 産業常任委員会開催のため5分程度暫時、休議  
します。  
(午後 1時06分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午後 1時12分)

---

○議長（紺野榮重君） これより議案審議を行います。質疑について  
は、現に議題となっている事件に対して疑問点を資するものであり  
ますから、質疑に徹するようにしてください。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結に  
ついて（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築））を議題と  
します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結について（請戸漁港  
水産業共同利用施設整備工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第2号の質疑、討論、採決**

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第2号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第3号の質疑、討論、採決**

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第3号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の締結について（南棚塩地区災害復旧その1工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第4号 工事請負契約の締結について（南棚塩地区災害復旧その1工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の締結について（南棚塩地区災害復旧その2工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第5号 工事請負契約の締結について（南棚塩地区災害復旧その2工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第6号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の変更について（既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 議案第6号について反対の討論をせざるを得ません。本臨時議会については新たな公共工事の発注、そして請負契約の変更ということではありますが、第6号について委員会で色々審査をいたしました。変更の理由については、議案の資料として配られたもの、委員会調査の中で再確認できたものあるわけですが、変更の主な項目は議案資料にあるとおりコンクリートガラ、一番下、9項目目ということになるわけですが、廃アルカリまでそれぞれ数量の変更、したがって契約金額の増減が出たと。結果的には議案第6号は税込みですけれども変更前と比べると4684万6000円の増額変更です。色々項目があるわけですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 16番（馬場 績君） 今の金額は訂正いたします。議案第6号で工事契約の変更、主なものがあるわけですが、その中で廃油の問題です。議案資料にも書いてありますけれども、地下埋設タンクに油が残存していたものであり、当初、設計見積もりの段階ではその有無を確認することができなかったということで、地下タンクがあるということは分かっていたけれども、中に何がどれだけあるかということについてはハッチをかける時もそのことを入れ込まなかったと。要するに一言で言うと発注段階での調査が不十分だということが改めて明らかになったわけです。瑕疵担保を結んであるそうですけれども、これは、あちら側には瑕疵はなしということで、相手側に残存廃油等について提起もできないという説明がありました。私は、敷地そのものは有償、建物は無償で譲り受けたわけだけども、既存の操業の実態からすれば、地下タンクがあるということが

確認されていたとすれば、貯蔵物は何かと、貯蔵量は何かと。それは私は公共事業発注に当たってのある意味ではイロハではないのかと思うんです。当初の発注段階において、それが確認できなかったという説明がありました。これは要するに当局が、事前調査が不足していたということを確認したということになるわけです。業務多忙でそこまで気がつかなかったと、注意がいかなかったということは分かるにしても、私はやっぱり公共事業の発注、あるいは設計見積もりが提出された段階で改めて調査吟味をするということが求められていると思うんです。次から次と公共事業が発注されて中々人的体制がそこに追いついていないと、事業そのものが初めてだということはあるでしょう。それは、はっきり言って対町民との関係では言い訳でしかないわけです。では我々議会としてはどういう立場でチェックするのかと。物件を無償で提供するにしても、その後莫大な費用がかかるわけですから。復興交付金で賄うことができるということはあったにしても、これまでも色々ありましたけれども、現時点における問題、今後における公共事業の発注の在り方という点からも大いに注意を喚起すべきだと。その上で業務多忙で、あるいは知恵と経験が不足していて、そこまで吟味できなかったというのであれば、私はその体制の強化も求められると。それが取り残されたままで今日に来ているとすれば、改めて公共事業の在り方の問題を見直す必要があると。この件については落札率は問題にはなりませんけれども、今回提案された公共事業発注についても99.69%という極めて高い落札率もあると。その上で後になって設計変更、契約変更ということが多発するとするならば、二重、三重の意味で公共事業の在り方の吟味が求められるという議案だということを指摘して反対の討論とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第6号 工事請負契約の変更について（既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第7号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ改修工事（第2期））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第7号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ改修工事（第2期））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第8号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ機械設備改修工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 議案第8号で質問させていただきます。

変更前が8640万円に変更後が1億3300万円ということは、約4600万円ほどのアップになるんですが、倍率にすると1.5倍の予算になっているんです。その内容なんですが、議案第8号の資料なんですが、工事契約の変更なんですが、通常、こういう時期でありますので、例えば、人件費が高騰したとか、資材が上がったとかということは当然あり得るわけですし、特に鉄とか木材、コンクリート製品に関しては、都市部で相当今、発注量が多いので、それが価格に跳ね上がっているということがありますが、それにしてもこれはそういう理由ではなくて、上から言っていくと資料の一番上から3行目で蒸気ボイラー、冷温水発生器、自動制御盤、ろ過装置、高架タンクと理由が書いてあるんですが、例えば蒸気ボイラーに関しては、火気とか電気を利用して蒸気温水を作る装置になるわけですが、これはボイラーの命というのは、当然ながら中に圧力変換器が入っ



ているので、機械内部の配管というのが一番改修する時の重要なポイントになるんですね。同じことを2番目であれば冷温水発生器なんですけど、これもいこいの村のように大きな建物なんかの場合はそれを冷暖房に使う熱源機になるわけですね。例えば、環境的に見ればノンフロンで空調なんで環境に優しいと。ただデメリットがあって、専門業者が常にメンテナンスをしなければいけないというデメリットが出るはずなんです。その時の改修のポイントはどこなのかというと、メンテナンスをする機械内部のそういった配管等が圧力機等々が重要になってくるんですね。これですね、入札が終わって工事が始まって、こういうことが出てくるというのは、私からすれば考えられないなという思いなんです。当然、改修する場合には設計変更というか要するに調査設計が必ずあるはずなんです。調査設計があって入札になって工事ということになるんですが、この5項目全部なんですね。どれもこれもリフォームする時、要するに改修する時に最初に点検しなきゃならないことだらけなんですよ。例えば5番の高架タンクなんていうのは、タンクに亀裂が見られて交換が必要と書いてあるんですが、タンクを改修する時に最初に亀裂を調査しないというのは考えられないんですよ。タンクというのはそれだけの仕事になるわけですから。ましては、その高架タンクは調査で目視でやるはずなんですよ。例えば、電気系統のものが入ってきて始めて分かったと言え、ここで言えば3番目の自動制御盤。これに関しては電気が入らないと検査ができないので、これはやむを得ないのかという項目に入ってくると思うんです。その辺を最初の調査設計の段階で何故気づけなかったかというのが1点。

もう1点はこの財源なんですけど、当初の財源が1640万円の財源とその後4700万円上がった財源を、どう町は考えているのか2点質問します。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

この変更増でございますが、ここに議案第8号資料にもありますとおり、本改修工事当初、既存機械設備の現状復旧としてそれぞれの衛生器具とか空調とか自動制御等を復旧しますとありました。あくまでも機能回復の予算でありましたが、その後、既存施設の改修で良かったんですが、通電をしてみると、やはり支障が出るという形で今、議員おっしゃるとおり1番から5番のような交換が必要だと出てきたわけです。当初補修でやろうといていたのが、こういう形で交換とかという形になったために変更増をせざるを得なかったということでございます。大きな理由は、そういうことでござい

ます。個別には、それぞれ書いてありますが、最初は機能回復で、あるものを使いましょう、直して使いましょうと言っていたんですが、やはり通電してみるとだめだという形で、このような変更増になったところでございます。

財源については、これが一般財源に変わるということではございませんので、それは交付金対応という形で捉えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 財源につきましては分かりました。ただ、私が言いたいのは、この変更を認めるかどうかということだと思っております、この議会の採決というのは。その認めるための理由付けとすると先ほど言ったように、調査はしているはずなんです。確かに新築じゃないんで改修なんで当然、目見当が中々できない部分というのが必ずある、それは私も分かっています。でもこれに関しては、今のものを改修する時に分かるはずだということを言いたいんですよ。今になって出てきたことなんですか、ということなんです。例えば、先ほど言ったように電気を通して始めて分かる部分というのは当然ありますよ。それは、例えば自動制御盤なんていうのは当然電気がないと、自動制御盤なんでいろんなスイッチがそこに集められて、制御するという盤なんで、あくまでそれはいろんなところから配線がきているんで電気を通してみないと機能がどうなっているのか分からない、それは分かるんですよ。でも目視でできる場所というのは、例えばタンクの亀裂なんていうのは、それを使おうと思った時に調査した時に絶対分かると思うんですよ。それは電気入れる入れない関係ないと思うんですよ。それと蒸気ボイラーと冷水温機というのは、そこが命なんです、その機械の。周りじゃないんですよ、これは。ですからそれを改修すると言った時に、既存のものを直して使うようになった時にその調査はできなかったんじゃないですかということをお尋ねしているんですよ。今更ながらこれは実はこうだったんで、これだけの予算がかかりますよということでは、整合性がとれないような気がするんですけど、課長、もう一度お答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） いこいの村の改修につきましては、この改修の設計をはじめ段階で、その時には浪江町がご存じの通り避難指示中でありました。特別な関係がない限りは調査とか調査員等も中々そういう色々な制約を受けた中での調査。当然、通電もしていない、6年間くらい放置しているままでございますので、目視で

大丈夫であろうということであったんですが、やっぱり実質一つ一つ修繕とかやっていくと設備稼働については色々支障が出てきたということであります。中々既存の施設を改修する、それから6年間避難指示で放置状態のものを新しく再稼働するというのは難しいことがあったということでございます。

内容は以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第8号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ機械設備改修工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第9号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ電気設備改修工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第9号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ電気設備改修工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第10号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第10号 売買契約の変更について（災害公営住宅幾世橋地区第2期）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第10号 売買契約の変更について（災害公営住宅幾世橋地区第2期）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第11号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第11号 土地の取得についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第11号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第12号の質疑、討論、採決**

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第12号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第12号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第13号の質疑、討論、採決**

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第13号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第13号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

---

**◎閉会の宣告**

- 議長（紺野榮重君） 以上で本日の会議を閉じます。  
これをもって平成30年第1回浪江町議会臨時会を閉会します。  
(午後 1時42分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 渡 邊 泰 彦

署名議員 佐々木 恵 寿

署名議員 松 田 孝 司